

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
<p>警察本部 総務部 装備課</p>	<p>随意契約で、誤って価格検証の結果で不採用とすべき業者に発注してしまったことから、採用業者に支払うよりも高額を支払を行っていた。</p> <p>(1) 契約名：自動車修繕 (2) 契約期間：平成30年7月6日から同月20日まで (3) 支出額：63,385円</p> <p>【参考】電話見積確認書より</p> <table border="1" data-bbox="552 758 1311 972"> <thead> <tr> <th>見積業者の名称</th> <th>自動車修繕一式</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A株式会社</td> <td>63,385円</td> <td>採用</td> </tr> <tr> <td>株式会社B</td> <td>58,644円</td> <td>不採用</td> </tr> </tbody> </table>	見積業者の名称	自動車修繕一式		A株式会社	63,385円	採用	株式会社B	58,644円	不採用	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、担当者の勘違いで最低価格の業者を採用業者とすることなく経費支出何書を作成し、決裁でもその誤りを見逃してしまったものである。</p> <p>今後は同様の事案が発生しないよう、見積り合わせの際、見積結果を表示する電話見積確認書を作成するための計算式について、採用金額より不採用金額が安価であればエラー表示させるように改良し、複数の担当職員により見積業者・金額を点検して採用業者を選定し、採用金額を全参加業者に正しく伝え、支出負担行為の決裁時も一式書類を厳正に確認する。</p>
見積業者の名称	自動車修繕一式											
A株式会社	63,385円	採用										
株式会社B	58,644円	不採用										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から同月25日まで）

履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>警察本部 総務部 施設課</p>	<p>廃油収集運搬処分委託業務が、契約期間内に完了していなかった。</p> <p>(1) 契約名：大阪府大阪水上警察署泉州警備派出所廃油収集運搬処分業務                      (2) 契約期間：平成31年3月28日から同月29日まで                      (3) 処分完了年月日：平成31年4月5日                      (4) 支出額：43,200円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】大阪府大阪水上警察署泉州警備派出所廃油収集運搬処分業務（単価契約）単価契約書より                          （検査）                          第13条 受注者は、業務が終了した後、中間処理については産業廃棄物管理票D票を発注者に提出し、検査を受けなければならない。</p> </div>	<p>検出事項について、再発防止に向け必要な対策を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【会計事務の手引】                          【注】検査日と歳出の会計年度所属区分                          工事請負費、物件購入費、運賃の類で相手方の行為の完了があった後に支出するものの歳出に係る会計年度所属区分は、当該行為の履行があった日の属する年度とされており、「当該行為の履行があった日」とは、履行確認の日とされています（地方自治法施行令第143条第1項第4号）（行政実例昭38.12.19）                          年度末に履行が完了した場合であっても、3月31日までに検査を終えていなければ、当該年度の予算から支出することができなくなるので、注意してください。</p> <p>【廃棄物の適正処理について：平成31年3月 産業廃棄物指導課・会計指導課】                          【7】マニフェスト返送票の確認と支払手続き                          7-4産業廃棄物の処理を依頼して最終処分までに要する日程は長期間かかります。つまり、処理の依頼の時期が遅くなると、E票が戻ってくるのが年度を越えてしまい、支払が困難になります。そこで、D票の確認ができれば、その日を検査日として支払をして差し支えありません。ただし、支払完了後もE票の確認は必要です。もちろんE票の早期確認が可能であれば、E票を確認のうえ支払うことは言うまでもありません。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、収集運搬について年度内に履行できることから、当然処分を含め処理できると考えていた。                      今後は、契約担当者だけでなく、決裁者も処分を含め履行できることを確認すると同時に、業者への確認を徹底させ、より一層の適切な契約事務を行うよう周知徹底を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から同月25日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>警察本部 総務部 会計課</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書(支出負担行為)の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称:平成30年度大阪府警察学校で使用する電気の需給 (1)変更経費支出伺の起案日: 平成31年4月17日 (2)変更額:37,000円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章第2節 2 支出負担行為の会計事務手続(経費支出伺書の作成) (2) 経費支出伺書を作成する時期 経費支出伺いは、支出負担行為に係る組織的な意思決定のために行うものです。したがって、次に掲げる「支出負担行為としてとらえる時期」より以前に、経費支出伺書を作成し、決裁を終えなければなりません。</p> <p>【注】経費支出伺書の作成が遅れた場合に日付を遡及して決裁を得ることは、きわめて不適正なことであり、決して行わないでください。 何らかの事情により事務処理が遅延した場合は、伺い文中に「遅延理由」を記するようにしてください(昭49.7.16審第150号「支出負担行為等の事務処理の促進について」)。</p> <p>3 支出負担行為としてとらえる時期 支出負担行為としてとらえる時期及び支出負担行為の範囲は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1003 1633 2172 1717"> <thead> <tr> <th>節の名称</th> <th>支出負担行為としてとらえる時期</th> <th>支出負担行為の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11需用費</td> <td>契約を締結するとき</td> <td>契約金額</td> </tr> </tbody> </table>	節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲	11需用費	契約を締結するとき	契約金額	<p>検出事項が発生した原因については、年度途中において支払見込額と支出負担行為額の残額を確認した結果、不足が見込まれたため、過去2年の支払金額の平均額及び増加率を勘案し経費支出伺書の増額変更を行った。しかし、予想を超えた使用量であったために支払ができず、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行うことになった。 今後は、支出負担行為残額と執行予定額を過去の支払額や使用量等の様々な角度から管理し、再発を防止すると共に、適正な事務処理を行う。</p>
節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲							
11需用費	契約を締結するとき	契約金額							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年10月1日から同月25日まで)

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>警察本部 総務部 会計課</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書(支出負担行為)の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称： 平成30年8月～平成31年3月分総合訓練センターで使用する電気調達</p> <p>(1)変更経費支出伺の起案日： 平成31年4月9日</p> <p>(2)変更額：220,000円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章第2節</p> <p>2 支出負担行為の会計事務手続(経費支出伺書の作成)</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>経費支出伺いは、支出負担行為に係る組織的な意思決定のために行うものです。したがって、次に掲げる「支出負担行為としてとらえる時期」より以前に、経費支出伺書を作成し、決裁を終えなければなりません。</p> <p>【注】経費支出伺書の作成が遅れた場合に日付を遡及して決裁を得ることは、きわめて不適正なことであり、決して行わないでください。 何らかの事情により事務処理が遅延した場合は、伺い文中に「遅延理由」を記するようにしてください(昭49.7.16審第150号「支出負担行為等の事務処理の促進について」)。</p> <p>3 支出負担行為としてとらえる時期</p> <p>支出負担行為としてとらえる時期及び支出負担行為の範囲は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1003 1633 2172 1717"> <thead> <tr> <th>節の名称</th> <th>支出負担行為としてとらえる時期</th> <th>支出負担行為の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11需用費</td> <td>契約を締結するとき</td> <td>契約金額</td> </tr> </tbody> </table>	節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲	11需用費	契約を締結するとき	契約金額	<p>検出事項が発生した原因については、年度途中において支払見込額と支出負担行為額の残額を確認した結果、不足が見込まれたため、過去2年の支払金額の平均額及び増加率を勘案し経費支出伺書の増額変更を行った。しかし、予想を超えた使用量であったために支払ができず、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行うことになった。</p> <p>今後は、支出負担行為残額と執行予定額を過去の支払額や使用量等の様々な角度から管理し、再発を防止すると共に、適正な事務処理を行う。</p>
節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲							
11需用費	契約を締結するとき	契約金額							

監査(検査)実施年月日(委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から同月25日まで)

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>警察本部 総務部 会計課</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書(支出負担行為)の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称:平成30年度本部本庁舎で使用する電気調達 (1)変更経費支出伺の起案日: 平成31年4月9日 (2)変更額:810,000円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章第2節 2 支出負担行為の会計事務手続(経費支出伺書の作成) (2) 経費支出伺書を作成する時期 経費支出伺書は、支出負担行為に係る組織的な意思決定のために行うものです。したがって、次に掲げる「支出負担行為としてとらえる時期」より以前に、経費支出伺書を作成し、決裁を終えなければなりません。</p> <p>【注】経費支出伺書の作成が遅れた場合に日付を遡及して決裁を得ることは、きわめて不適正なことであり、決して行わないでください。 何らかの事情により事務処理が遅延した場合は、伺い文中に「遅延理由」を記するようにしてください(昭49.7.16審第150号「支出負担行為等の事務処理の促進について」)。</p> <p>3 支出負担行為としてとらえる時期 支出負担行為としてとらえる時期及び支出負担行為の範囲は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1003 1633 2172 1717"> <thead> <tr> <th>節の名称</th> <th>支出負担行為としてとらえる時期</th> <th>支出負担行為の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11需用費</td> <td>契約を締結するとき</td> <td>契約金額</td> </tr> </tbody> </table>	節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲	11需用費	契約を締結するとき	契約金額	<p>検出事項が発生した原因については、年度途中において支払見込額と支出負担行為額の残額を確認した結果、不足が見込まれたため、過去2年の支払金額の平均額及び増加率を勘案し経費支出伺書の増額変更を行った。しかし、予想を超えた使用量であったために支払ができず、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行うことになった。 今後は、支出負担行為残額と執行予定額を過去の支払額や使用量等の様々な角度から管理し、再発を防止すると共に、適正な事務処理を行う。</p>
節の名称	支出負担行為としてとらえる時期	支出負担行為の範囲							
11需用費	契約を締結するとき	契約金額							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年10月1日から同月25日まで)

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>警察本部 総務部 施設課</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結日後に行われていた。</p> <p>契約名称：信号機修繕（亀井東交差点）                      (1) 契約日：平成31年1月9日                      (2) 工期：平成31年1月9日から同年3月25日まで                      (3) 経費支出伺の起案日：平成31年1月17日                      (4) 支出額：2,376,000円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】                      （支出負担行為）                      第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。                      2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】                      第39条関係                      2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。                      (2) 経費支出伺書を作成する時期                      ア 競争入札の方法により契約を締結するもの                      契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき                      イ ア以外のもの                      経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、契約を締結するときに、システムへの登録ができていなかったことにある。</p> <p>今後、契約を締結するときは、システムに確実に登録の上、決裁を受けることを徹底するとともに、幹部が契約の進捗状況を把握して、システムへの登録の失念や決裁遅延を防止する。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から同月25日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>警察本部 総務部 施設課</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、検査日後に行われていた。</p> <p>契約名称：固定灯火標識修繕（八尾市山城町一丁目2番8先ほか）</p> <p>(1) 契約日：平成30年7月3日  (2) 工期：平成30年6月22日から同年7月11日まで  (3) 検査日：平成30年7月11日  (4) 経費支出伺の起案日：平成30年7月18日  (5) 支出額：103,140円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、契約を締結するときに、システムへの登録ができていなかったことにある。</p> <p>今後、契約を締結するときは、システムに確実に登録の上、決裁を受けることを徹底するとともに、幹部が契約の進捗状況を把握して、システムへの登録の失念や決裁遅延を防止する。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から同月25日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>警察本部 総務部 施設課</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、検査日後に行われていた。</p> <p>契約名称：信号機修繕（御厨栄町1丁目交差点）                      (1) 契約日：平成30年7月5日                      (2) 工期：平成30年7月1日から同月10日まで                      (3) 検査日：平成30年7月10日                      (4) 経費支出伺の起案日：平成30年7月30日                      (5) 支出額：1,188,000円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】                      （支出負担行為）                      第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。                      2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】                      第39条関係                      2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。                      (2) 経費支出伺書を作成する時期                      ア 競争入札の方法により契約を締結するもの                      契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき                      イ ア以外のもの                      経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、契約を締結するときに、システムへの登録ができていなかったことにある。</p> <p>今後、契約を締結するときは、システムに確実に登録の上、決裁を受けることを徹底するとともに、幹部が契約の進捗状況を把握して、システムへの登録の失念や決裁遅延を防止する。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から同月25日まで）



行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
港警察署	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="439 527 1608 701"> <thead> <tr> <th data-bbox="439 527 777 594">使用目的</th> <th data-bbox="777 527 1113 594">使用許可期間</th> <th data-bbox="1113 527 1305 594">年間使用料</th> <th data-bbox="1305 527 1608 594">納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="439 594 777 701">食堂</td> <td data-bbox="777 594 1113 701">平成30年4月1日から令和5年3月31日まで</td> <td data-bbox="1113 594 1305 701">175,600円</td> <td data-bbox="1305 594 1608 701">令和元年5月8日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日	食堂	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	175,600円	令和元年5月8日	<p>検出事項について、行政財産使用料条例に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【行政財産使用料条例】</b>                      (納付の時期)                      第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、平成31年度分の行政財産使用料を徴収するための調定作業を失念していたことにある。</p> <p>今後、行政財産使用料の調定に当たっては、行政財産使用許可関係書類との照合を確実に実施する等、起案時及び決裁時におけるチェックを強化するとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図る。</p>
使用目的	使用許可期間	年間使用料	納付日								
食堂	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	175,600円	令和元年5月8日								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年11月20日）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
港警察署	<p>管外旅費について、資金交付依頼が遅れたために、旅費の支出が旅行日から4か月以上遅れているものがあった。</p> <p>(1)出張先：東京都  (2)旅行命令発令日：平成30年9月7日  (3)出張期間：平成30年10月1日から  同月2日まで  (4)復命書提出日：平成30年10月3日  (5)旅費支給額：29,540円  (6)人数：1人  (7)資金交付依頼日：平成31年2月21日  (8)精算報告書作成日：平成31年3月22日</p>	<p>検出事項について、適時・適正な管外旅費の支出に係る事務処理を行われたい。</p> <p>【旅費計算管理業務実施要領】</p> <p>第5 旅行命令簿の作成等  1 旅行命令簿の作成  旅行命令権者は、旅行命令を発するときは、取扱担当者に端末装置により旅行命令簿を作成させるものとする。</p> <p>第6 職員の旅費額の確認  1 書類の作成  (2) 管外等旅行  取扱担当者は、管外等旅行の旅行命令が発せられたときは、当該管外等旅行について端末装置により旅費内訳書及び旅費計算明細書を作成するものとする。</p> <p>第7 職員の旅費の支給  2 管外等旅行及び赴任  (1) 支給の依頼  所属長は、前記第6の3により取扱責任者が行う管外等旅行又は赴任の旅行命令に係る点検が終了したときは、当該内容を取扱担当者に端末装置により総合情報管理システムに登録させて管外等旅行又は赴任に係る旅費に係る処理を完了することにより、管外等旅行又は赴任に係る旅費の支給の依頼を行うものとする。  (2) 支給  運用責任者は、前記(1)により支給の依頼があった所属について、当該依頼の内容を確認したうえで、管外等旅行又は赴任に係る旅費を支給の対象となる職員の名義の口座に振り込むものとする。(略)</p>	<p>検出事項が発生した原因については、担当者が旅行後、旅費の精算処理を失念したことにある。</p> <p>今後は、旅費の精算処理において、幹部のチェック体制を再確認するとともに、旅費の支給状況に細心の注意を払い、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年11月20日）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>都島警察署</p>	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、契約日後に行われていた。 また、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称：都島警察署汚泥産業廃棄物処理処分業務 (1) 契約期間：平成30年9月13日から平成31年3月31日まで (2) 経費支出伺の起案日：平成30年9月25日 (3) 経費支出伺の決裁日：平成30年9月25日 (4) 変更経費支出伺の起案日：平成31年4月4日 (5) 変更額：345円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、契約締結の際に、システムへの登録を行っていなかったためである。 また、当初の処分予定量から増加したことによる経費支出変更伺書の作成及び決裁の年度内処理を失念したことによるものである。 今後は、同種事案を再び発生させないよう、担当者に対しては点検行為を確実にを行うよう指導するとともに、幹部に対しては特に年度末における進捗状況を都度確認する等、必要な指導を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から令和2年1月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>都島警察署</p>	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、契約日後に行われていた。</p> <p>契約名称：都島警察署雑排水槽清掃等業務                      (1) 契約期間：平成30年9月13日から平成31年3月31日まで                      (2) 経費支出伺の起案日：平成30年9月25日                      (3) 経費支出伺の決裁日：平成30年9月25日                      (4) 契約金額：129,600円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b>                      (支出負担行為)                      第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。                      2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b>                      第39条関係                      2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。                      (2) 経費支出伺書を作成する時期                      ア 競争入札の方法により契約を締結するもの                      契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき                      イ ア以外のもの                      経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、契約締結の際に、システムへの登録を行っていなかったためである。                      今後は、同種事案を再び発生させないよう、担当者に対しては点検行為を確実に行うよう指導するとともに、幹部に対しては進捗状況を都度確認する等必要な指導を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から令和2年1月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>福島警察署</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称：平成30年度における自動車の燃料の購入（単価契約）</p> <p>(1) 変更経費支出伺の起案日：平成31年4月8日</p> <p>(2) 変更額：30,000円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b></p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、年度末時点での使用量が契約当初の予想を超えた使用量であったために支払ができず、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行ったものである。</p> <p>今後は、契約事務担当者だけでなく複数人で予算管理を行うとともに、必要な事務手続きが確実に、かつ、遅滞なく行われるよう、特に年度末には幹部のチェック体制を働かせるとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から令和2年1月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>東淀川警察署</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称：本署用新聞の購入                      (1) 変更経費支出伺の起案日：平成31年4月11日                      (2) 変更額：1,089円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>-----</p> <p>【大阪府財務規則】                      (支出負担行為)                      第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。                      2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>-----</p> <p>【大阪府財務規則の運用】                      第39条関係                      2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。                      (2) 経費支出伺書を作成する時期                      ア 競争入札の方法により契約を締結するもの                      契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき                      イ ア以外のもの                      経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、経費支出伺書の増額変更の必要性は認識していたが、請求書が届いてから行えばよいと勘違いしていたため、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行ったものである。</p> <p>今後は、必要な事務手続が確実に、かつ、遅滞することなく行われるよう幹部のチェック体制を再確認するとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年1月23日）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>豊能警察署</p>	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、業務開始の後に行われていた。 また、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称：余野交番における有線テレビ利用料                      (1) 契約期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで                      (2) 経費支出伺の起案日：平成30年5月21日                      (3) 経費支出伺の決裁日：平成30年5月21日                      (4) 変更経費支出伺の起案日：平成31年4月5日                      (5) 変更額：3,294円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】                      (支出負担行為)                      第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。                      2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】                      第39条関係                      2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。                      (2) 経費支出伺書を作成する時期                      ア 競争入札の方法により契約を締結するもの                      契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき                      イ ア以外のもの                      経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、契約を締結するときに、システムへの登録を行っていなかったためである。また、経費支出伺書の変更については、2月分実績の支払を3月分と錯誤し、財務会計システム上で年度の最終払としたことにより3月分の支払ができなくなったため、経費支出伺書の変更を出納整理期間に行ったものである。                      今後は、必要な契約が確実に遅滞なく行われるよう、契約担当者及び幹部のチェック体制を再確認し、同じ誤りを繰り返さないよう課員にも周知徹底を図る。                      また、予算管理を徹底するとともに、請求書を十分確認した上で支払手続を行うよう課員全員に対して周知徹底を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から令和2年1月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>松原警察署</p>	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称：平成30年度における自動車燃料の購入                      (1) 契約期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで                      (2) 変更経費支出伺の起案日：令和元年5月8日                      (3) 変更経費支出伺の決裁日：令和元年5月8日                      (4) 変更額：2,750円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】                      (支出負担行為)                      第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。                      2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】                      第39条関係                      2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。                      (2) 経費支出伺書を作成する時期                      ア 競争入札の方法により契約を締結するもの                      契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき                      イ ア以外のもの                      経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、3月分の支払終了後に給油納品書1件を署員から新たに受領したことから契約業者に確認したところ、3月分請求書にこの1件の計上漏れが判明したため、出納整理期間中に経費支出伺書の変更を行ったものである。</p> <p>今後は、給油納品書の内容確認について幹部のチェック体制を再確認するとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、署員全員に給油納品書の確実な引継ぎの周知徹底を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から令和2年1月31日まで）



支払手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
生野警察署	<p>新聞代（平成30年7月分から同年9月分まで）の支払に当たり、正当な債権者とは異なる業者に支払ったものがあった。</p> <p>1 誤払い先への支払額及び支払日            (1) 支払額 12,111円            (2) 支払日 平成30年10月24日            ・誤払いしたことについて、誤払い先から指摘があるまで気付いていなかった。</p> <p>2 誤払い先からの返納額及び返納日            (1) 返納額 12,111円            (2) 返納日 平成30年11月28日</p> <p>3 正当な債権者への支払額及び支払日            (1) 支払額 12,111円            (2) 支払日 平成30年12月3日</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方自治法】            （経費の支払）            第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。            2 （略）</p> <p>【大阪府財務規則】            （支出の命令）            第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p> <p>（支出の決定と支払）            第112条 出納員は、第40条の支出命令を受けたときは、当該支出命令に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないか、当該支出負担行為に係る債務が確定しているか等を審査し、支出の決定をしなければならない。            2～7 （略）</p> <p>【会計事務の手引き】            第4章第3節            3 支出命令(支出命令審査)の留意点            7 正当債権者のための支出ですか            (1) 債権者名に誤りは、ありませんか。            ・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、別の新聞社の新聞代も同額の請求であったため錯誤を起こしてしまい、支払手続の際、支出命令伺書の支払先が誤っていることを見落とししたものである。</p> <p>今後は、支払の際には細心の注意を払い、請求書と支出命令伺書の照合を徹底する等、支出命令及び支出審査におけるチェックを厳格に実施するとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年1月9日）